

2023年8月吉日

調布市役所 障害福祉課 御中
(写し) 調布市社会福祉協議会 御中

調布市聴覚障害者協会
会長 井村 茂樹
調布市登録手話通訳者の会
会長 高木 真知子

調布市における「手話言語条例」および「意思疎通支援条例」の制定について
(要望・お願い)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は聴覚障害者の福祉向上のために格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、調布市で、手話言語条例制定に向けて、取組みを本格化させようとしている旨、大変嬉しく思いますと共に、改めて深く感謝申し上げます。

当会といたしましても、本条例を機に、手話や聴覚障害者の理解や福祉向上に更に結びつけられるよう、決意を新たにしました次第です。

なお、当会では、手話を言語として位置づけし、手話の理解と普及、手話通訳者の育成等を目的とした「手話言語条例」だけでなく、手話以外のコミュニケーション手段の確保や手話の不得意な中途失聴者・難聴者、盲ろう者等の意思疎通困難者への支援を目的とした「意思疎通支援条例」も併せて必要と認識しております。

つきましては、「手話言語条例」および「意思疎通支援条例」に関しまして、当会としての要望を別紙にて提起いたしますので、是非ご高配を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具



日吉月8年2023

中職 縣協書朝 西会市市職
会業謝出協会共市市職 (J専)

会謝書害朝業西中市市職
書若 共 員会
会の書職面語手業西中市市職
手職真 木高 員会

アノハニ宝師の [同条對支面義思意] 心まほ [同条語言語年] 心まほニ中市市職
(ノ職は・聖要)

。すまほ土ノ申ひ變はまもこの業書こ・益不和 寄再

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

ハアノハニ宝師の [同条對支面義思意] 心まほ [同条語言語年] 心まほニ中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職
。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

。すまほ土ノ申は職ノ票、ノ職を對支この限外この次の土向出師の書害朝業西中市市職

具端



〔要望事項〕

【 手話言語条例関係 】

1. 条例の制定にあたっては、内容を確認、協議等するための定例的な会議体（検討会）を発足させ、そのメンバーには以下の通りとして頂くよう、要望いたします。

- ・調布市聴覚障害者協会からは、メンバーに2～3人選出
- ・登録手話通訳者の会からも、メンバー1～2人選出
- ・メンバーに学識者を含める場合、調布市聴覚障害者協会から推挙する方を選出

※条例案完成まで定例的な会合が数回もたれると思いますが、関係者の方々が合意できるよう、適切なプロセスを踏んで頂きますよう、お願いいたします。

※検討会は非公開ではなく、傍聴もできるよう公開を希望いたします。傍聴による参加が可能な場合は、ZOOMではなく、メンバーと同室で手話通訳等を見ることができるようにご高配下さい。

2. 条例では、以下の点を踏まえた上で、策定作業を進めて頂くよう、要望いたします。

- ・手話に関する理解を促進し、手話を言語として暮らす人が手話を使用しやすい環境を目指すことを明記する。
- ・タイトルは「手話言語」、条例本文中は「手話」を使用する。
- ・条例に、「手話」の位置づけ等を明記する。
(手話は、単なるコミュニケーション手段ではなく、「言語」であるということの明確な位置づけ)
- ・条例に、「災害時・緊急時」「教育」「医療・介護・保健・福祉」「労働」について網羅した内容を盛り込む
- ・条例に、「財源上の措置」についても盛り込む。
- ・条例の見直しの際は、当事者を含めて協議する。
- ・条例を制定することにより、手話の理解を深める施策の展開と手話を使用しやすくする具体的な取組みにつながる実効性のある条文を盛り込む。
- ・手話通訳者の養成(研修を含む)と安定した派遣制度を保障する条文を盛り込む。
- ・条例には、手話通訳者の待遇改善および身分保障を意識した内容を盛り込む。
- ・条例は、意思疎通支援に関する内容とは切り離して、手話通訳等も含め手話に関する内容に絞ったものにする。

(東京都の他地域で見られる、手話言語と意思疎通支援を混合した「ハイブリッド」型条例は極力避けて頂きたい)

※現時点では、手話言語条例に関しては、東京都の手話言語条例、および板橋区の手話言語条例をモデルにできればと思っております。

3. 条例案を作成する際、どのような条例を制定するのか、当初から目指す方向性を明確化して頂きますよう、要望いたします。

- ・前掲の通り会議体発足時から、手話言語条例は、意思疎通支援に関する内容とは切り離して、手話通訳等も含め手話に関する内容のみ絞ったものにするを前提として、協議を進めて頂きたい。

【 意思疎通支援条例関係 】

1. 条例の制定にあたっては、内容を確認、協議等するための定例的な会議体（検討会）を発足させ、そのメンバーには、調布市聴覚障害者協会、登録手話通訳者の会からも含めて頂くよう、要望いたします。

2. 条例では、以下の点を踏まえた内容にして頂きますよう、要望いたします。

- ・条例に、「意思疎通」の位置づけ等を明記する。
(手話に関しては、「手話言語条例」の中で明記)
- ・条例に、「災害時・緊急時」「教育」「医療・介護・保健・福祉」「労働」について網羅した内容を盛り込む
- ・条例に、「財源上の措置」についても盛り込む。
- ・条例の見直しの時は、当事者を含める。
- ・条例制定後、どのような施策を展開、および取組みを実施するかをイメージする。
- ・条例の対象範囲は、ろう者だけでなく、手話の不得意な中途失聴者、難聴者、盲ろう者、意思疎通が困難な知的障がい者・精神障がい者等も含めた上で、必要な内容を盛り込む。
- ・条例は、手話に関する内容とは切り離したものにする。

※当会としては、調布市には、中野区のように、「手話言語条例」「意思疎通支援条例」の2つの条例が必要と考えておりますが、同時に平行して策定、完成させるのが難しい場合は、「手話言語条例」を優先させて、2つの条例の成立時期をずらすのも構わないと認識しています。